四半期報告書

（第149期第３四半期）

自　平成28年10月１日
至　平成28年12月31日

安 田 倉 庫 株 式 会 社

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 1
　第２　事業の状況
　　１　事業等のリスク …… 2
　　２　経営上の重要な契約等 …… 2
　　３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 2
　第３　提出会社の状況
　　１　株式等の状況
　　(1) 株式の総数等 …… 9
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 9
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 9
　　(4) ライツプランの内容 …… 9
　　(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 9
　　(6) 大株主の状況 …… 9
　　(7) 議決権の状況 …… 10
　　２　役員の状況 …… 10
　第４　経理の状況 …… 11
　　１　四半期連結財務諸表
　　(1) 四半期連結貸借対照表 …… 12
　　(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 …… 14
　　四半期連結損益計算書 …… 14
　　四半期連結包括利益計算書 …… 16
　　(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 …… 17
　　２　その他 …… 21
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 22

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月10日
【四半期会計期間】	第149期第３四半期（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）
【会社名】	安田倉庫株式会社
【英訳名】	Yasuda Logistics Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　藤田　久行
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸三丁目３番８号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長　　藤原　和雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸三丁目３番８号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長　　藤原　和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第148期 第３四半期連結 累計期間	第149期 第３四半期連結 累計期間	第148期
会計期間		自平成27年 ４月１日 至平成27年 12月31日	自平成28年 ４月１日 至平成28年 12月31日	自平成27年 ４月１日 至平成28年 ３月31日
営業収益	（百万円）	29,066	29,970	38,704
経常利益	（百万円）	1,748	2,083	2,448
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益	（百万円）	947	1,141	1,394
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	△4,506	912	△4,280
純資産額	（百万円）	60,463	61,198	60,720
総資産額	（百万円）	105,781	108,501	107,994
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	31.21	37.60	45.95
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	56.9	56.2	56.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,736	3,083	3,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,169	△1,964	△5,651
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	32	△380	1,962
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	3,110	3,856	3,198

回次		第148期 第３四半期連結 会計期間	第149期 第３四半期連結 会計期間
会計期間		自平成27年 10月１日 至平成27年 12月31日	自平成28年 10月１日 至平成28年 12月31日
１株当たり四半期純利益金額	（円）	12.12	6.97

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の状況

当第３四半期連結累計期間（平成28年4月1日～平成28年12月31日）における我が国経済は、個人消費に停滞感があるものの企業収益や雇用情勢が改善し、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、海外経済は、欧米における政策の不確実性による影響や中国その他新興国経済の減速感などリスク含みの状況で推移しております。

倉庫物流業界では一部荷動きに回復の兆しが見られたものの、輸出入貨物量の伸び悩みや企業間競争の激化などがあり、また、不動産業界ではオフィス空室率は改善傾向にあるものの賃料水準は本格的な回復には至らず、依然として厳しさの残る事業環境でありました。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様のビジネスをサポートするグローバルな物流会社」としてお客様と共に成長する、を掲げ、「中期経営計画2018」の目標達成に取り組んでおります。その一環として、物流事業では、メディカル分野での成長に向けメディカル物流ユニット東京物流センターを取得し、不動産事業では、既存施設の稼働率の維持・向上に努めるとともに、保有資産の開発を進め、事業拡大を推進してまいりました。

当第３四半期連結累計期間における当社グループの業績は、営業収益では、不動産事業で前年同期を下回ったものの物流事業が増収となり、前年同期比903百万円増（3.1%増）の29,970百万円となりました。営業利益では、保有資産の再開発に伴う一時的な不動産賃貸料の減少の一方、物流施設の稼働率向上などにより、前年同期比275百万円増（17.9%増）の1,814百万円、経常利益は前年同期比334百万円増（19.2%増）の2,083百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同期比194百万円増（20.5%増）の1,141百万円となりました。

セグメントの業績は、次の通りです。

物流事業では、新規取引の開始や既存顧客の取引拡大により国際貨物取扱料や保管料などで増収となり、営業収益は前年同期比1,077百万円増（4.2%増）の26,519百万円、セグメント利益は前年同期比486百万円増（31.7%増）の2,020百万円となりました。

不動産事業では、保有資産の再開発に伴う一時的な不動産賃貸料の減少などにより、営業収益は前年同期比187百万円減（4.7%減）の3,779百万円、セグメント利益は前年同期比177百万円減（13.6%減）の1,122百万円となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第３四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ657百万円増の3,856百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,347百万円多い3,083百万円の資金収入となりました。これは売上債権の増加による減少がありましたが、税金等調整前四半期純利益や預り敷金保証金の増加に加え未払消費税が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ205百万円少ない1,964百万円の資金支出となりました。これは有形固定資産の取得が増加しましたが、無形固定資産の取得が減少したことや有形固定資産の売却があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は32百万円の資金収入でしたが、当第３四半期連結累計期間は前年同期と比べ短期借入金が減少したことにより380百万円の資金支出となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

１．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きもありますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また、投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

２．当社の企業価値の源泉および本基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさと夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記１.のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、当社グループは2016年度から2018年度までの３年間を対象期間とする「中期経営計画2018」を平成28年２月に策定しております。

今回、新たに「中期経営計画2018」を策定したことは、前中期経営計画で推進した国内外におけるサービスの拡充やグループシナジーによる経営基盤の強化を最大限に活用し、経営環境の変化に柔軟に対応し成長をより一層加速させることを目的としています。

「中期経営計画2018」においては、ソリューション提案型営業を徹底し高品質で多様な物流サービスを提供するとともに、事業規模拡大に向けた体制づくりを進めることにより、「お客様のビジネスをサポートするグローバルな物流会社」としてお客様と共に成長する、ことを基本方針としています。

当社は、「中期経営計画2018」に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

３．本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年６月26日開催の第140回定時株主総会および平成23年６月24日開催の当社第143回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、これを継続しておりました。

平成26年６月27日開催の第146回定時株主総会において、従来の対応策を一部改定し、以下の内容（以下、「本プラン」という）にて継続することについて株主の皆様よりご承認いただいております。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2) 以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式の交付と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）とします。

(2) 本プランについて

① 本プランの概要

当社は、下記②に定める買付等（以下、「大量買付行為」という）を行う者又は提案する者（以下、「大量買付者」という）に対し、下記③以下に定める手続（以下、「大量買付ルール」という）に従って当社株式の買付等を実施することを求めることにより、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記④の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記⑤a.のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとします。

② 対象となる買付等

本プランは下記a.又はb.に該当する当社株券等の買付又はこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。

a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

b.当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③ 大量買付ルール

a.意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を日本語で提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

b. 情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

c. 取締役会および独立委員会による評価等

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後（大量買付情報の追加がなされた場合には追加の提供が完了した後をいう）、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとし、評価期間が満了するまで大量買付行為を開始することはできないものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(b) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

但し、評価期間の終了までに、後記④記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

④ 独立委員会

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置しています。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、又は大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動について決議し、その内容を開示するものとします。

⑤ 対抗措置の発動の条件とその内容等

a. 発動の条件

(a) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合であって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときには対抗措置の発動を決議するものとします。

(b) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。但し、大量買付者の提案が「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。但し、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動すべき旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

b. 発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を決議します。

独立委員会が、対抗措置の発動の勧告を行った場合で、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。

c. 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。

d. 発動の中止

当社取締役会により当該対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は当該対抗措置発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと独立委員会が判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会は対抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止又は無償取得をいいます）を判断することとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成26年６月27日開催の第146回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までその効力を有するものとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします（なお、当社は取締役の任期を１年としているため、速やかに変更又は廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 株主の皆様への影響

① 本プラン導入時に株主の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当ての実行時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済み株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることになります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

４．本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであり、当社の本基本方針に沿うものであります。また、本プランは、株主総会において株主の承認を得て発効するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、取締役会から独立した者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を最大限尊重すること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期間は株主総会で承認されてから３年間とされていること、当社株主総会または当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値および株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（4）主要な設備

① 新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第３四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

売却

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					売却年月
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	その他	合計	
当社	埼玉県加須市	物流事業	保管設備	1,851	20	1,350 (24)	0	3,222	平成28年12月

（注）上記については、売却したうえで賃借し、保管設備として使用しております。

② 当第３四半期連結累計期間において新たに確定した重要な設備の計画は、次のとおりであります。

新設

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
安田物流（上海）有限公司	中国上海市	物流事業	(2号倉庫)保管設備の増強	1,395	－	自己資金	平成29年5月	平成30年3月	3階建延床面積約25,940㎡

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設計画について、当第３四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
当社	神奈川県横浜市	不動産事業	賃貸ホテル及び商業施設	4,003	1,239	自己資金及び借入金	平成28年3月	平成30年1月	地下1階、地上13階建延床面積約9,994㎡
当社	福岡県三井郡	物流事業	保管設備の増強	2,400	824	自己資金及び借入金	平成28年8月	平成29年6月	2階建延床面積約18,100㎡

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

２．賃貸ホテル及び商業施設については、前連結会計年度末の有価証券報告書において未定としていた投資予定金額の総額、完了予定年月を変更いたしました。

３．福岡県三井郡については、前連結会計年度末の有価証券報告書において未定としていた投資予定金額の総額、着手及び完了予定年月、完成後増加能力を変更いたしました。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

a.【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	118,500,000
計	118,500,000

b.【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成28年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成29年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,360,000	30,360,000	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	30,360,000	30,360,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成28年10月１日～平成28年12月31日	－	30,360,000	－	3,602	－	2,790

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

a.【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　12,400	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　30,342,300	303,423	－
単元未満株式	普通株式　5,300	－	－
発行済株式総数	30,360,000	－	－
総株主の議決権	－	303,423	－

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式42株が含まれております。

b.【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 安田倉庫株式会社	東京都港区海岸 ３－３－８	12,400	－	12,400	0.04
計	－	12,400	－	12,400	0.04

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	不動産事業部長	常務取締役	－	髙橋　幹夫	平成28年９月１日
常務取締役	－	常務取締役	不動産事業部長		平成28年11月１日

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第５条の２第３項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成28年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,268	3,897
受取手形及び営業未収金	5,001	※2 5,422
繰延税金資産	264	172
その他	438	557
貸倒引当金	△2	△3
流動資産合計	8,969	10,046
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	29,244	27,585
機械装置及び運搬具（純額）	1,279	1,111
工具、器具及び備品（純額）	622	590
土地	22,669	21,601
建設仮勘定	209	2,576
有形固定資産合計	54,026	53,465
無形固定資産		
借地権	1,016	1,016
その他	1,815	1,544
無形固定資産合計	2,831	2,560
投資その他の資産		
投資有価証券	40,912	41,066
繰延税金資産	167	179
その他	1,118	1,212
貸倒引当金	△31	△31
投資その他の資産合計	42,166	42,427
固定資産合計	99,025	98,454
資産合計	107,994	108,501

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成28年12月31日）
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,621	2,466
短期借入金	4,430	4,150
1年内返済予定の長期借入金	5,049	5,404
未払法人税等	333	172
未払費用	896	726
その他	1,011	1,158
流動負債合計	14,343	14,078
固定負債		
長期借入金	15,708	15,687
繰延税金負債	11,278	11,309
退職給付に係る負債	2,111	2,170
長期預り敷金保証金	3,461	3,696
その他	370	360
固定負債合計	32,930	33,224
負債合計	47,274	47,303
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,602	3,602
資本剰余金	2,790	2,803
利益剰余金	27,963	28,679
自己株式	△5	△6
株主資本合計	34,350	35,079
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,140	26,249
為替換算調整勘定	△77	△397
退職給付に係る調整累計額	43	35
その他の包括利益累計額合計	26,106	25,887
非支配株主持分	264	231
純資産合計	60,720	61,198
負債純資産合計	107,994	108,501

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
営業収益		
保管料	4,326	4,717
倉庫作業料	5,606	5,622
陸運料	8,378	8,340
国際貨物取扱料	4,586	5,153
物流賃貸料	1,259	1,189
不動産賃貸料	2,841	2,729
その他	2,068	2,216
営業収益合計	29,066	29,970
営業原価		
作業費	13,395	13,763
人件費	4,883	5,057
賃借料	1,441	1,394
租税公課	647	649
減価償却費	1,562	1,721
その他	3,700	3,606
営業原価合計	25,630	26,192
営業総利益	3,436	3,777
販売費及び一般管理費		
報酬及び給料手当	920	912
福利厚生費	142	143
退職給付費用	31	29
減価償却費	81	83
支払手数料	286	300
租税公課	64	138
その他	371	355
販売費及び一般管理費合計	1,897	1,963
営業利益	1,538	1,814
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	342	426
雑収入	49	32
営業外収益合計	396	464
営業外費用		
支払利息	182	182
雑支出	3	12
営業外費用合計	186	194
経常利益	1,748	2,083

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
特別利益		
固定資産売却益	14	7
特別利益合計	14	7
特別損失		
固定資産売却損	－	295
固定資産廃棄損	28	129
減損損失	268	－
特別損失合計	296	425
税金等調整前四半期純利益	1,467	1,665
法人税、住民税及び事業税	494	445
法人税等調整額	14	71
法人税等合計	508	516
四半期純利益	958	1,149
非支配株主に帰属する四半期純利益	11	8
親会社株主に帰属する四半期純利益	947	1,141

【四半期連結包括利益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
四半期純利益	958	1,149
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,404	109
為替換算調整勘定	△66	△338
退職給付に係る調整額	5	△7
その他の包括利益合計	△5,465	△236
四半期包括利益	△4,506	912
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△4,517	922
非支配株主に係る四半期包括利益	10	△9

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,467	1,665
減価償却費	1,643	1,804
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	8	46
受取利息及び受取配当金	△346	△431
支払利息	182	182
固定資産売却損益（△は益）	△14	288
固定資産廃棄損	28	129
減損損失	268	－
売上債権の増減額（△は増加）	258	△454
仕入債務の増減額（△は減少）	△204	△27
預り敷金及び保証金の増減額（△は減少）	△229	235
その他	△669	△2
小計	2,391	3,435
利息及び配当金の受取額	347	428
利息の支払額	△182	△182
法人税等の支払額	△820	△598
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,736	3,083
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△51	－
定期預金の払戻による収入	43	20
有形固定資産の取得による支出	△820	△4,588
有形固定資産の売却による収入	14	2,944
無形固定資産の取得による支出	△1,333	△110
投資有価証券の取得による支出	△1	△1
その他	△21	△228
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,169	△1,964
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,200	800
短期借入金の返済による支出	△1,842	△1,080
長期借入れによる収入	4,100	4,300
長期借入金の返済による支出	△4,000	△3,965
配当金の支払額	△420	△423
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	－	△7
その他	△3	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	32	△380
現金及び現金同等物に係る換算差額	△38	△80
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△438	657
現金及び現金同等物の期首残高	3,549	3,198
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,110	※ 3,856

【注記事項】

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を第１四半期連結会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を第１四半期連結会計期間から適用しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

１　保証債務

当社の従業員の借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 （平成28年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成28年12月31日）
	5百万円	4百万円

※２　四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 （平成28年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成28年12月31日）
受取手形	－百万円	23百万円

（四半期連結損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
現金及び預金勘定	3,181百万円	3,897百万円
預入期間が３ヵ月を超える定期預金	△71百万円	△40百万円
現金及び現金同等物	3,110百万円	3,856百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年６月26日 定時株主総会	普通株式	212	7	平成27年３月31日	平成27年６月29日	利益剰余金
平成27年11月６日 取締役会	普通株式	212	7	平成27年９月30日	平成27年12月２日	利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年６月28日 定時株主総会	普通株式	212	7	平成28年３月31日	平成29年６月29日	利益剰余金
平成28年11月４日 取締役会	普通株式	212	7	平成28年９月30日	平成28年12月７日	利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

前第３四半期連結累計期間（自平成27年４月１日　至平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	25,432	3,633	29,066	－	29,066
セグメント間の内部営業収益又は振替高	8	333	342	△342	－
計	25,441	3,967	29,409	△342	29,066
セグメント利益	1,533	1,299	2,833	△1,294	1,538

（注）１．セグメント利益の調整額△1,294百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,288百万円が含まれております。全社費用は、親会社の総務部門等、管理部門に係る費用であります。

２．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第３四半期連結累計期間（自平成28年４月１日　至平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	26,506	3,463	29,970	－	29,970
セグメント間の内部営業収益又は振替高	12	316	328	△328	－
計	26,519	3,779	30,299	△328	29,970
セグメント利益	2,020	1,122	3,142	△1,328	1,814

（注）１．セグメント利益の調整額△1,328百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,323百万円が含まれております。全社費用は、親会社の総務部門等、管理部門に係る費用であります。

２．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前第３四半期連結累計期間（自平成27年４月１日　至平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	物流事業	不動産事業	全社・消去	合計
減損損失	5	263	－	268

（注）なお、不動産事業における減損損失は、再開発に伴う保有資産の減損損失であります。

当第３四半期連結累計期間（自平成28年４月１日　至平成28年12月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額	31円21銭	37円60銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	947	1,141
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	947	1,141
普通株式の期中平均株式数（株）	30,347,626	30,347,571

（注）　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成28年11月４日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212百万円

（ロ）１株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・・・・・・・・平成28年12月７日

（注）平成28年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年２月10日

安田倉庫株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　賢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廿楽　眞明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている安田倉庫株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。